

多久市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な政策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上並びに市民との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市の重要な政策の意思決定の過程において、当該政策の案を公表し、市民等から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する者その他パブリックコメントに係る事案に対し利害関係を有する者をいう。

(対象政策)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策（以下「対象政策」という。）についてパブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 基本構想、基本計画その他市政の各分野における基本的な計画、指針等の策定又は改定
- (2) 広く市民一般に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象政策が次のいずれかに該当す

る場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民等の意見を聴取する手続が法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 軽微なものと認められる場合
- (5) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合

(政策案等の公表)

第4条 実施機関は、対象政策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象政策の案（以下「政策案」という。）を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 政策案の概要
- (2) 政策案の趣旨、目的及び背景
- (3) その他必要と認められるもの

3 実施機関が第1項の公表をしようとするときは、事前に市民等へ周知するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。

- (1) 市のホームページに掲載する方法
- (2) 実施機関が指定する場所において閲覧に供する方法
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

(意見の提出)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から30日以上の期間を定めて、当該政策案についての意見の提出（以下「意見提出」という。）を求めるものとする。ただし、30日以上を設けることができない特別の事由があるときは、実施機関は、30日を下回る期間とすることができ

るものとする。

2 意見提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 市民等で意見提出を行う者は、住所及び氏名又は事務所若しくは事業所の所在地及び名称を明らかにするものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、意見提出により受けた意見を考慮して、対象政策の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象政策の意思決定を行ったときは、多久市情報公開・共有条例（平成12年多久市条例第32号）第6条に規定する非公開情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見提出により受けた意見の概要
- (2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の公表において、当該政策案にかかわりのない意見及び賛否の結論のみを示したものについては、その事項を省略することができる。

4 第5条の規定は、第2項の公表について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況（第3条第2項の規定の適用に関する状況を含む。）について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う対象政策について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定の過程にある対象政策については、適用しない。